

控訴審第4回期日（2019年5月20日）のご報告

2019年6月3日
福島原発被害弁護団

原告団の皆さん

日頃の奮闘に心から敬意を表します。

2019年5月20日、控訴審の第4回期日が開催されました。

期日の内容としては、前回（4月19日）に引き続き、本人尋問が行われました。

被害の実態を一番ご理解されているのは、原告の皆さんであり、被害の実態を裁判所にわかってもらうための一番の手法も、本人尋問となります。

今回の本人尋問も、被害の実態があふれた期日となりました。

1 Oさん

はじめに、本件事故当時浪江町にお住まいであったOさんの尋問が行われました。

(1) 浪江町の現況について

Oさんは、今年、浪江町に一時戻った際、建物が取り壊され、空き地が目立っている様子にショックを受けたそうです。町からは人気が無くなっており、町中を走っているのも工事の車ばかり、戻った方も近くに商店が無く、町のインフラがそろっていない様子を、ご友人の経験談を踏まえリアルにお話してくださいました。

(2) ご自宅の解体について

いわきでの尋問期日後、Oさんはご自宅を解体されたそうです。

Oさんにとってご自宅とは、人生の喜怒哀楽を共にしたであり、ご自身の歴史や子供たちとの歴史の場だそうです。そのようなご自宅について、いよいよ取り壊しを告げられたとき、死刑囚が死刑台にのせられたかのような心境になり、足が震えたそうです。

また、解体直前、自宅に戻られた際、最後に動かなくなった時計を2つと人形を持ち帰って現在も使っているそうです。

Oさんは自宅の取り壊しについて身を切るような思いをしているのは、皆同じであり、そのような気持ちを抱いた皆の代弁者になるつもりで証人を引き受けてくださったそうです。

傍聴人もOさんのお気持ちに強く共感しているご様子でした。この報告を読まれている方々にも、同じような思いを抱いていらっしゃる方は少なくないのではないのでしょうか。

(3) 商人としての基盤の喪失

また、Oさんは大熊町でお店を営んでいました。しかし、お店の土地が中間貯蔵施

設の一角になることになりました。

東電から営業損害の賠償はうけていますが、Oさんはお金の問題ではないと主張されました。Oさんがこの地で築き上げたのは、将来世代に引き継ぐことができるつながりであり、その背景にはこの基盤を子供たちに引き継がせれば将来、ほそぼそと生きていけるものを子や孫に残したいという親の愛がありました。

(4) 時間が経過してもなお残る被害

Oさんは最近になって自分や友人に覇気がなくなっていることに気が付いたそうです。そして、その原因は、原発事故による人とのつながりやふるさとの喪失にあると分析されています。

Oさんの避難先が都会であることから、避難前よりも現在の暮らしの方が便利ではないかとの東電代理人からの指摘はあったものの、浪江町の豊かな自然がいかに素晴らしかったかを語り、都会の利便性では代替できない、豊かな自然の中での生活の価値を証言してくださいました。

Oさんは最後に、現在も根無し草であるとう気持ちを抱いており、ふるさとに対する思いが消えない限りは、根無し草であるとの思いが消えることはないとおっしゃっておいりました。この言葉は、人としての基盤（根っこ）を丸ごと奪われたという被害を端的に示した言葉ではないでしょうか。

2 Bさん

双葉町のBさんは、自らの農業の経験を踏まえ、政府が進めようとしている「イノベーションコースト構想」について、双葉町の農業や産業の復興に必ずしもつながらないのではないか、と疑問を呈しました。この構想は、無人の農業機械やドローンを使った近未来的な取組ですが、元の双葉町住民の意向とはかけ離れたところで話が進んでいるからです。

Bさんは、家族バラバラの避難生活を続けざるを得ない状況にありますが、今後、どこに住むかについて、家族内で突っ込んだ話し合いが出来ないと語りました。一見すると不思議に思えるのですが、家族みんな事情が異なるので、突っ込んだ話をすると、誰かが我慢しなくてはならない結果となり、家族間の溝が出来てしまうというのです。これは、避難者の方に共通する苦悩でしょう。

また、Bさんは、地元の神社の氏子総代として、神社の再建や神事の復活などに努めています。しかし、氏子さん達は避難地域もバラバラなので集まって話し合いをすることも簡単ではなく、また、今後の担い手も期待できないという厳しい現実があります。それにもかかわらず、尽力する気持ちについて、Bさんは、「地域の魂をなくすわけにはいかない」と思いを語りました。

現在、Bさんは、いわき市内の復興住宅にて、福島県産の食材を使った食堂を開業しています。そして、Bさんは、どれだけ先になるか分からないけれども、双葉町に戻

って農業を再開したい、双葉町を再生したい、と望みを持ち続けています。その一方で、現実には農業再開や町の復興は難しいことも理解しています。これについて、Bさんは、「故郷を捨てることはできない」という強い思いに加えて、「何か目標を持っていないと自分自身がダメになってしまう」という不安があるという複雑な心境を語りました。Bさんは、仮設住宅の自治会長として、避難者の皆さんが精神的に苦境に追い込まれていく姿や、孤独死という悲しい結末を、実際に見聞きしてきましたので、この複雑な心境は、とても説得力があるものでした。

Bさんのように、避難先で新しく事業を始めたり、帰還や再生に向けて前向きになれる方ばかりではありません（むしろBさんのケースは例外でしょう）。避難生活が長期化する中で、前向きになれないとしても、それは決して責められることではない、と感じました。

3 Hさん

Hさんは30歳の時に愛知県からいわき市に移住し、その後広野町に移住して2007年の57歳の時に広野町の町会議員となって、原発事故発生時も同職にあり、以降2015年まで2期務めました。現在は、町会議員候補者として、広野町を廻り住民の要望や声を聞くなどの活動をしています。Hさんは、いわき支部での原審でも証言をしましたが、控訴審では、その知見をもとに、主に広野町の現状について詳細に説明してもらいました。

広野町役場の広報誌は、平成31年3月31日時点の「みなし居住率」を139.6%であると説明しています。しかし、原発事故前の住基人口や現在の町内居住者の動態をもとに、実際の「帰還率」は74%程度であるとのことでした。広野町の帰還率は、2017年3月末の住宅支援打ち切りを契機に急速に増えました。また、広野町の児童・生徒数は、原発事故前の4割程度にとどまっています。町からは子どもの声が聞こえなくなりました。若い子育て世代が帰還しておらず、高齢者ばかりの町に変貌してしまったのです。

商店街もシャッターが閉まったままで、更地も増え、事故前は住民の多くが利用したスーパーも、事故以降は閉鎖したままです。人口自体と若い世代が減って、経営が成り立たないのです。広野町の住民は、いわき市まで買い物に行かざるを得ず、特に高齢者はとても不便をしています。Hさんも、高齢者を車で買い物に連れて行くお手伝いをしているとのことでした。

一方で、かつて町中にあった原発関連作業員用のプレハブはほとんどが撤去され、駅前に同じく原発関連作業員用のしっかりした住宅が建ち並び始めました。これはつまり、廃炉作業が長期化することを見据え、広野町がその恒久的な拠点となってしまうこと示しています。

町の産業であった農業も、回復の見通しが立ちません。

地域の機能が回復しないことにより、住民同士の繋がりも希薄になっているとHさんは嘆きます。野菜・山菜のお裾分けや、子どもなど、互いに家を立ち寄る理由がなくなってしまったのです。長期の避難で交流が途絶え、話題や生活の仕方が変わってしまったのも原因です。避難中いつの間にか誰かが亡くなっていて、それを知らないでいた。そんな出来事の積み重ねが、互いに負い目のようになって、疎遠になってしまうのです。2、3世帯の家族の中でも、高齢者ばかりが帰還し、家族がばらばらになるという世代間の断絶も起きています。そうしたことは、地域の将来への希望を失わせると、Hさんはいいます。例えば農業では、後継者の問題が深刻です。

現在広野町に居住している住民も、やむを得ず帰還している方々が多いのです。本当は生活が不便や放射線への不安で帰還したくないが、広野町は不動産に対する賠償もなく、その他の賠償もわずかで、仕方なく自宅に戻るしかなかったのです。そして、多くの方々が収入も不十分で、ぎりぎりの生活を強いられています。そして、住民は、被ばく、雇用、医療、買い物など多岐に渡る不安に苦しめられています。特に、食べ物への不安が一番大きな問題です。

Hさんは、広野町はまだ復興していない、一見そう見えても、なにより大事な心の復興ができていないと、東電の質問に対してははっきりと言い切りました。

いくら新しい建物が次々と建てられて復興しているように見えても、住民の収入や生活には関係がないのです。

Hさんが地道に広野町を見て回り、住民の声を聞いて回ったことによる実感をもとに、広野町の現在の苦しい状況を強く訴える尋問でした。

4 Sさん

最後にSさんの尋問が行われました。Sさんは、原審でお話されその後亡くなられた浪江出身の原告Mさんの長女であり、母であるMさんの承継人としての立場から、ご自分の目を通して見たお母様の被害がどのようなものであったかをお話くださいました。

冒頭ではまず、原審での尋問後のご両親について語られ、お母様がお病気で亡くなる前、病気について「原発事故で放射能を浴びたのが原因かね」と言っていたというエピソードが紹介されました。Sさんとしては放射能も原因になっているのではないかという思いが拭き切れなかったものの、「そんなことないよ」と言ってあげるしかなかった。なぜなら、避難者にとって脳裏に焼き付いた「放射能」という恐ろしい言葉を背負ったままお母様に旅立って欲しくなかったし、自分もそんなことを思いたくなかったから。そのような思いが語られました。

浪江に戻りたいと願っていたご両親は、お母様の発病後は帰還を諦めざるを得なかったが、そこには、放射能汚染に対する強烈な恐怖が影響しているといえます。原発は安全で放射能漏れなど起こさないとさんざん説明され、信じ切っていたのに、それが裏切られたことで、事故後に国・東電が「除染したから帰還して大丈夫」「廃炉作業は安全にやるから大丈夫」と言っても全く信じられなくなったというMさん一家の心理が、Sさ

んご自身の体験も交えて具体的に語られました。「原子力モニター」でもてなしを受けつつ原子力の安全性を説かれたこと、「大熊原子力最中」を他県へのお土産にするほど原発に親しんでいたこと等々…傍聴席からも、私もそうした体験をしたことがある、という表情が漏れていたように思います。そうして原発の安全性を信頼していたMさんやSさんは、事故の第一報に接しても「訓練だろう」としか思わなかったとのこと。3月14日に3号機の水素爆発をテレビで見て一気に信頼が崩壊し、恐怖に襲われたといえます。

終わりに、Sさんの2人のお子さんの事故後の状況と、祖母に当たるMさんの思いや心配が語られ、最後はMさんの「家があるのに、住めない。基本的なことが全部なくなってしまった。孫にもそんな思いをさせてしまって…戦争中でもないのに。みじめだね。」との言葉で主尋問が締めくくられました。

Sさんからすれば以前は本の中の言葉でしかないと思っていたという“みじめ”の一言が、自分だけでなく、子や孫に至るまでが「基本的なことが全部なくなる」ほどの被害を受けたMさんの気持ちを、端的に言い表していたのではないかと思います。

5 進行協議期日

本人尋問が終了した後、今後の期日の進行について、裁判所と原告、被告が協議を行いました（進行協議期日）。

控訴審では、今後は次の期日が予定されています。

6月13日 現地進行協議（裁判所が現地に訪問して、状況を五感で把握）

7月16日 （原告本人尋問）

7月29日 （原告本人尋問または専門家のお話を伺う日）

9月5日 （原告本人尋問または専門家のお話を伺う日）

11月12日 控訴審の期日の終了日

6月13日の期日は、裁判所が被災町村に赴き、現在の状況を見聞きする現地進行協議というものが行われます。これは、原告本人尋問と同じく、裁判所が実態を把握するために最も有効な手法の一つです。

現在、弁護士・原告団・いわき市民訴訟の支援の方を中心に、この現地進行協議を成功させるため、準備を重ねております。

7月16日、7月29日、9月5日の期日では、原告本人尋問または専門家証人からお

話を伺う尋問等の期日が検討されております。

被害の実態を一番ご存知の方は原告の皆さんですが、その被害がどのような実相を持っているのかという分析を行ったり、その被害の金銭評価（賠償額がいくらになるか）の分析は専門家の方にお話を伺うほうが説得的です。

そのため、いわき地裁の判決を覆すためにもっとも適切な証拠調べをするため、弁護団として本人尋問と専門家証人を検討しております。

今後も、9月までは本人尋問期日や専門家証人の尋問など、正念場が続きますので、ぜひ、裁判の傍聴、出席のほど、よろしく願いいたします。

また、弁護団から皆さんにお話を伺うこともあるかと思っておりますので、その際はご協力のほどよろしく願いいたします。

以上